

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

大磯町長 池田 東一郎

## 専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月3日

大磯町長 池田 東一郎

（理由）

相手方に対する早急な賠償を実施するに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

### 損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- |   |        |                                                                                                                    |
|---|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 損害賠償額  | 506,814円                                                                                                           |
| 2 | 賠償の相手方 | 省略                                                                                                                 |
| 3 | 事故の概要  | 令和6年3月3日（日）午前10時21分頃、消防本部国府分署の車庫清掃を実施するため、救急車を国府支所駐車場へ移動し、通路から駐車枠内に駐車する際ハンドルを左に切って後退したところ、右前輪が停車中車両の右前部に接触し、損傷させた。 |
| 4 | 対応の経過  | 令和6年3月3日 事故発生<br>令和6年 月 日 示談締結                                                                                     |